

土佐清水市ふるさと元気寄附金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市ふるさと元気寄附金（以下「寄附金」という。）の納付及び取扱いについて必要な事項を定める。

(寄附の申込)

第2条 市長は、市に寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）があるときは、あらかじめ、寄附金納付申込書（別記第1号様式）を提出、もしくはインターネット等の申込フォームを送信するものとする。

(寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。

- (1) ふるさとの海・山・川の元気応援事業（環境・防災）
- (2) 教育環境日本一！事業（教育）
- (3) 土佐清水まるごと元気応援事業（地域活性化）
- (4) 足摺遍路道等保存事業（歴史・文化）
- (5) 市長におまかせ！事業（その他）

2 この要綱により収受した寄附金のうち、前項に規定する使途の指定のない寄附金については、市長が事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にそのことを報告するものとする。

4 寄附者へは、当該年度終了後3か月以内に使途等を報告するものとし、寄附者の指定した事業終了後、最終報告をするものとする。

(寄附金の納付)

第4条 市長は、寄附者が寄附金を納付しようとする場合は、土佐清水市会計管理者の口座へ振込みするよう依頼し、又は株式会社ゆうちょ銀行において振込みを依頼するものとする。なお、寄附者の都合にあわせ、これ以外の納付も可とする。

この内、市に現金を持参あるいは送付された場合は、観光商工課で収納するものとする。

(寄附金証明書の発行)

第5条 市長は、寄附金が納付されたときは、寄附者に寄附金受領証明書（別記様式第2号）を送付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第6条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（別記様式第3号）を整備するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。